

## K O B E ソーシャルビジネスマーク認証に関する要綱

平成 24 年 8 月 13 日

市民参画推進局長決定

最終改正 平成 29 年 6 月 1 日

### (目的)

第 1 条 この要綱は、現在、顕著化しているさまざまな社会的課題に対して、N P O や事業者の方々が事業性を確保しつつ継続的に解決していこうとする取組みである「ソーシャルビジネス」の中で、神戸市内で先進的に実施されている事業を認証する「K O B E ソーシャルビジネスマーク認証」制度を実施し、これらの事業を広く紹介することで神戸市におけるソーシャルビジネスの推進を図ることを目的とする。

### (事業の応募)

第 2 条 K O B E ソーシャルビジネスマーク認証に応募しようとするものは、別に定める書類（以下、「申請書類」という。）を、市長に提出しなければならない。

### (審査)

第 2 条の 2 市長は、前条の申請を受けた事業について申請書類による要件審査及び申請団体へのヒアリング等を行い、提案会において説明を求めるものとする。

- 2 市長は、前項により説明を求められた申請団体が提案会を欠席した場合、不認証として通知する。
- 3 市長は、第 3 条に定める選考委員からの意見を尊重し、別表 1 に定める審査基準（以下、「審査基準」という。）を総合的に考慮して審査する。
- 4 市長は、前項により審査を行った事業について適否を決定し、申請団体に通知する。

### (選考委員会の設置)

第 3 条 市長は、K O B E ソーシャルビジネスマーク認証を実施するにあたり、「K O B E ソーシャルビジネスマーク認証選考委員会」（以下、「選考委員会」という。）を設置し、申請書類及び提案会での説明内容等について、審査基準に関する意見を述べることができる。選考委員会の設置については別に定める。

- 2 選考委員は、申請書類及び前条第 1 項に定める提案会での提案説明について、事業内容に関する意見を述べることができる。
- 3 選考委員会は、原則非公開とする。

### (認証事業種類)

第 4 条 K O B E ソーシャルビジネスマーク認証を受けた事業（以下、「認証事業」という。）の種類は次に掲げる種類とし、認証事業にのみ使用できる「K O B E ソーシャルビジネスマーク」の使用方法等については別に定める。

- (1) ステップアップ事業（事業開始から概ね 2 年が経過し、今後成長が期待されている事業をいう。以下同じ。）
- (2) モデル事業（ビジネスモデルとして確立され安定的に取り組まれている事業をいう。以下同じ。）

### (認証期間)

第 5 条 前条の各号に掲げる事業に対する認証期間は以下の各号に記載の年数を限度とする。

- (1) ステップアップ事業については認証日から 1 年
- (2) モデル事業については認証日から 3 年

### (認証事業の取消し)

第 6 条 市長は、認証事業が以下の各号の一に該当するときは、認証事業決定の取り消し又は認証期間の短縮を行うことができる。

- (1) 虚偽の申請、その他不正の行為により、認証事業決定を受けたとき。
  - (2) 認証事業の内容が大幅に変更となり、本要綱の目的や審査基準等に合致しなくなったとき。
  - (3) 認証事業を行わなくなったとき。
  - (4) その他、この要綱又はこれに基づく指示に違反したとき。
- 2 認証事業が前項第3号に該当するときは、認証事業を行う事業者（以下、「認証事業者」という。）はその旨を神戸市長に報告しなければならない。

（更新手続き）

- 第7条 第4条第1号に掲げる認証事業を行う認証事業者が認証事業の更新を希望するときは、別に定める必要書類を1月前までに市長に提出しなければならない。
- 2 市長は前項の書類提出を受けたときは、申請内容について次の各号のいずれにも該当すると認めたときは、認証事業の更新を決定し、認証事業者に通知する。
- (1) 認証後、事業性を確保し、計画どおりに継続して認証事業を行っていること。
  - (2) 認証事業の更新を希望する期間においても、事業性を確保し、継続して認証事業を行うことが見込まれること。
  - (3) 審査基準に定める法令遵守、財務の安定性、暴力団の排除、宗教活動の排除、政治活動の排除の項目を、認証後も継続して全て満たしていること。
- 3 前項により、更新する回数は2回を限度とし、認証する期間は、第5条第1号に掲げる期間とする。

（専門家派遣の実施）

- 第8条 認証事業者が、第4条第1号に掲げる認証事業を実施していくにあたり、専門家を活用し、助言等を受けることにより、事業の順調な発展が見込めるとき、認証事業者は、別に定める手続きを行うことにより専門家の派遣を受けることができる。
- 2 市長は、前項の手続きを受けて専門家を派遣するときは、予算の範囲内において、これにかかる費用を負担することができる。

（専門家の選定、専門家派遣の実施の決定）

- 第9条 市長は、前条第1項による手続きがあったときは、その内容を審査し、派遣すべきと認めたときは、専門家を選定、派遣する。ただし、市長が必要と認めたときには、複数の専門家を派遣することができる。
- 2 市長は、専門家の派遣を行う場合において、当該派遣の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

（派遣回数・謝金等）

- 第10条 1 認証事業に対する専門家の派遣は別に定める派遣回数・謝金の額を目安とし、支援の内容に応じて決定する。

（秘密の保持）

- 第11条 派遣された専門家は、業務上知り得た秘密を厳守するとともに、これを自己の利益のために利用してはならない。

（専門家派遣の報告）

- 第12条 第8条第1項の手続きにより派遣を受けた団体は別に定める書類を、市長に提出するものとする。

（謝金の支払い）

- 第13条 市長は、第12条の報告を受けたときは、その内容を確認のうえ、謝金を専門家が指定する金融機関の口座に振り込む。

（成果の普及）

第 14 条 市長は、認証事業についてインターネット等を活用して、市民に情報提供することにより、啓発・広報に努めるものとする。

(免責)

第 15 条 市長は、認証事業の実施に関して、認証事業者、専門家及び第三者に損害が生じた場合、その責任を負わないものとする。

2 認証事業は神戸市が審査基準の要件に合致したことにとどまり、認証事業に係る商品やサービスそのものの優位性及び認証事業者の活動の全般の正当性を証明するものではないものとする。

(その他)

第 16 条 この要綱の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 8 月 13 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 1 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

別表1 KOBEソーシャルビジネスマーク認証審査基準

		必須 ※1	ステップ アップ	モデル
①社会変革性	社会課題の解決を目的としているか。	○	○	○
	社会的排除層の雇用を促進しているか。		○	○
②ニーズの明確さ	取り組む社会的課題及び受益者は明確か。		○	○
③共感性	事業に対して多くの協力者、支援者が得られているか。		○	
④先進性	取り組む社会課題又はその解決手法が従来にない新しいものであるか。	○	○	○
⑤手法の合理性	事業によって取り組む社会課題は合理的に解決可能か。	○	○	
⑥成果の度合い	事業が社会課題の解決に十分な成果をあげているか。	○		○
⑦波及可能性	ビジネスモデルを他地域等に転用、移転することが可能か。		○	○
⑧事業性	ビジネスとして対価を得て、採算が取れる状態であるか。	○	○	○
	※採算が取れる状態とは事業収入としてだけでなく、持続可能性の高い寄付収入なども含むものとする。			
⑨実現可能性	事業の実現に必要な資源を調達することができているか、又はその見込みを十分に立てられているか。	○	○	
⑩戦略性	中長期的な戦略が立てられ、今後も事業を発展させることが可能か。	○	○	○
⑪持続可能性	安定的に商品やサービスを供給することが可能か。	○	○	○
⑫情報公開	必要最低限の情報公開が行われているか。 ※「必要最低限の情報」とは下記の文書とする。 ・決算書（過去3年分） ・事業報告書（過去3年分） ・定款 ・役員名簿	○	○	○
	下記の情報が積極的に公開されているか。 ・監査報告書（過去3年分） ・予算書 ・事業計画書 ・役員報酬規程 ・職員給与規程 ・役員報酬総額及び報酬を受けている役員の員数 ・職員給与の総額、職員の員数及び職員の平均年齢		○	○
⑬会計処理の適切性	正規の簿記の原則に従い、適正に帳簿の作成が行われている。	○	○	○
	適切な監査が行われているか。	○ モデルのみ	○	○
⑭財務の健全性	直近2期連続で赤字ではないか。	○		○
	収入に占める自己財源の比率は十分であるか。 ※自己財源とは会費収入、事業収入、委託料収入、寄付金収入のことをいう。（補助金収入を除く。）			○

## KOBEソーシャルビジネスマーク認証審査基準

【必須条件】：認証を受けようとするものは下記の条件をすべて満たすものでなければならない。

		必須 ※1	ステップ アップ	モデル
⑮法令遵守	当該事業が法令に反し、又は公序良俗に反しないか。	○	○	○
	事業実施に必要な法令上の許可、免許等は得られているか。	○	○	○
	適正な税務処理が行われているか。	○	○	○
	社会保険、その他法令に定められた労働環境が整えられているか。	○	○	○
	当該事業又は実施団体に対して監督官庁等から法令に基づく業務改善命令等を受けていないか。	○	○	○
⑯財務の安定性	内部留保が過大又は過少ではないか。 ※過大とは年間総支出額の30%超、過少とは債務超過のことを指す。但し、NPO法人がスタートアップ事業を申請した場合は、今後の収支見込・債務の性質等を踏まえて判断することとする。	○	○	○
⑰暴力団の排除	当該事業又は実施団体に暴力団等が関与していないか。	○	○	○
⑱宗教活動の排除	当該事業又は実施団体が宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものではないか。	○	○	○
⑲政治活動の排除	当該事業又は実施団体が政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものではないか。	○	○	○
	当該事業又は実施団体が特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものではないか。	○	○	○

### 【採否ラインの目安】

モデル事業については合計点の8割程度とする。  
ステップアップ事業については5段階評価項目において3以上の項目が4割以上、もしくは、基準案の合計点の6割程度とする。

※1 認証のためには評価点が1以上であることを必須とする。